

## 消費生活相談員資格試験の運営に関する政令・内閣府令について

※ 基本的に登録試験機関制を採用する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線取扱主任者試験）及び屋外広告物法（屋外広告士試験）を参照し、必要に応じて指定試験機関制を採用する貸金業法（貸金業務取扱主任者資格試験）等も参照した。

No	条文番号	条文	他の用例		
			放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	屋外広告物法	貸金業法等
1	第 10 条の 3 第 5 項	前 2 項に定めるもののほか、試験の受験手続その他の実施細目は、 <u>内閣府令</u> で定める。	<p>【放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則】</p> <p>（試験の回数等）</p> <p>第 34 条 第一種放射線取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験（以下「試験」と総称する。）は、毎年少なくとも一回とし、試験を施行する日時、場所その他試験の施行に関し必要な事項は、原子力規制委員会があらかじめ官報で公告する。</p> <p>（受験手続）</p> <p>第 35 条 試験を受けようとする者は、別記様式第 43 による放射線取扱主任者試</p>	規定なし（当該規定に対応する規定が屋外広告物法にはない）	<p>【貸金業法施行規則】</p> <p>（資格試験の基準）</p> <p>第 26 条の 30 法第 24 条の 7 第 1 項の規定による貸金業務取扱主任者資格試験（以下「資格試験」という。）は、貸金業に関する実用的な知識を有するかどうかを判定することに基準を置くものとする。</p> <p>（資格試験の内容）</p> <p>第 26 条の 31 前条の基準によつて試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。</p> <p>一 法及び関係法令に関すること。</p>

			<p>験受験申込書に写真（受験申込み前一年以内に帽子を付けないで撮影した正面上半身像のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）を添え、これを原子力規制委員会（法第 35 条第 2 項の登録をしたときは、登録試験機関）に提出しなければならない。</p> <p>（合格証の交付等）</p> <p>第 35 条の 2 原子力規制委員会は、試験に合格した者に対し、別記様式第 44 による放射線取扱主任者試験合格証（以下「合格証」という。）を交付するとともに、試験に合格した者の氏名を官報で公告するものとする。</p> <p>（合格証の再交付）</p> <p>第 35 条の 3 合格証を汚し、損じ、又は失った者でその再交付を受けようとするものは、別記様式</p>		<p>二 貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務に関すること。</p> <p>三 資金需要者等の保護に関すること。</p> <p>四 財務及び会計に関すること。</p> <p>（受験手続）</p> <p>第 26 条の 32 資格試験を受けようとする者は、別紙様式第 9 号による貸金業務取扱主任者資格試験受験申込書を金融庁長官（法第 24 条の 8 第 1 項の規定による指定を受けた者（以下「指定試験機関」という。）が資格試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあっては、指定試験機関）に提出しなければならない。</p> <p>（資格試験の方法）</p>
--	--	--	--	--	--

			<p>第 45 による放射線取扱主任者試験合格証再交付申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 合格証を汚し、又は損じた者が前項の規定により合格証の再交付を受けようとする場合には、汚し、又は損じた合格証を同項の申請書に添えなければならない。</p> <p>3 合格証を失った者で第 1 項の規定により合格証の再交付を受けたものは、失った合格証を発見したときは、その合格証を速やかに原子力規制委員会に返納しなければならない。</p>		<p>第 26 条の 33 資格試験は、筆記試験により行う。</p> <p>(資格試験の施行及び資格試験の期日等の公示)</p> <p>第 26 条の 34 資格試験は、毎年少なくとも一回行う。</p> <p>2 金融庁長官は、資格試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関し必要な事項をあらかじめ官報で公示しなければならない。</p> <p>3 指定試験機関が試験事務を行う場合の前項の規定の適用については、同項中「金融庁長官」とあるのは「指定試験機関」と、「官報で」とあるのは「法第 24 条の 13 第 1 項 に規定する試験事務規程に定める方法</p>
--	--	--	---	--	---

					<p>で」とする。</p> <p>(合格の公示及び合格証書の交付)</p> <p>第 26 条の 35 金融庁長官は、その行った資格試験に合格した者（以下「合格者」という。）の氏名又は受験番号を官報で公示し、当該合格者に合格証書を交付しなければならない。</p> <p>2 前条第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>(合格者の名簿)</p> <p>第 26 条の 36 金融庁長官は、合格者の名簿を作成し、これを保管しなければならない。</p> <p>2 金融庁長官は、指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、第 26 条の 46 第 2 項の合格者一覧表を</p>
--	--	--	--	--	--

					<p>もって前項の名簿に代えることができる。</p>
2	<p>第 11 条の 11 第 1 項</p>	<p>内閣総理大臣は、登録申請者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、<u>内閣府令</u>で定める。</p>	<p>【登録認証機関等に関する規則第 86 条】 (登録の申請) 法第 41 条の 27 の登録の申請をしようとする者は、別記様式第 1 の申請書に次の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類 イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類 ハ 法第 41 条の 30 において準用する法第 40 条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類 ニ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目</p>	<p>【屋外広告物法施行規則第 1 条】 (登録の申請) 屋外広告物法 (以下「法」という。) 第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録を受けようとする者は、別記様式第 1 号による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。 一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 二 申請に係る意思の決定を証する書類 三 役員 (持分会社 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。) にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。) の氏名及び略歴を記載した書類 四 試験事務 (法第 12 条に規定する試験事務をい</p>	<p>【貸金業法施行規則第 26 条の 37】 (指定の申請) 法第 24 条の 8 第 2 項の規定により申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出しなければならない。 一 名称及び住所 二 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地 三 役員の氏名 四 現に行っている業務の概要 五 指定を受けようとする年月日 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 定款又は寄附行為及び登記事項証</p>

			<p>録又はこれらに準ずるもの</p> <p>二 申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類</p> <p>イ 住民票の写し及び履歴書</p> <p>ロ 法第 41 条の 30 において準用する法第 40 条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類</p> <p>ハ 資産に関する調書</p> <p>三 試験業務の実施方法に関する事項の概要を記載した書類</p> <p>四 試験委員の氏名を記載した書類及び試験委員が法第 41 条の 28 第 2 号に該当する者であることを説明した書類</p> <p>五 法第 41 条の 28 第 3 号に規定する試験の信頼性の確保のための専任の管理者及び試験業務の管理を行う専任の部門が置かれていることを説明した</p>	<p>う。以下同じ。) 以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類</p> <p>五 登録を受けようとする者が法第 13 条各号のいずれにも該当しない法人であることを誓約する書面</p> <p>六 法別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験委員により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類</p> <p>七 試験委員の略歴を記載した書類</p> <p>八 法第 14 条第 2 号ロに規定する試験事務の管理に関する文書として、次に掲げるもの</p> <p>イ 試験の実施に関する計画の策定方法に関する文書</p> <p>ロ 試験に関する秘密の保持の方法を記載した文書</p>	<p>明書</p> <p>二 試験事務規程（法第 24 条の 13 第 1 項に規定する試験事務規程をいう。以下同じ。）</p> <p>三 試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類</p> <p>四 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類</p> <p>五 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）</p> <p>六 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収</p>
--	--	--	--	---	--

			書類 六 試験業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類	ハ 問題の作成の方法及び試験の合格の基準に関する事項を記載した文書 ニ 試験委員の選任及び解任の方法に関する文書 ホ 試験事務に関する公正の確保に関する事項を記載した文書 九 法第 14 条第 2 号ハに規定する専任の部門が置かれていることを説明した書類 十 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書 十一 その他参考となる事項を記載した書類	支予算書 七 申請に係る意思の決定を証する書類 八 役員の略歴を記載した書類 九 法第 24 条の 8 第 5 項第 4 号イ又はロの規定に関する役員の誓約書 十 役員及び職員の配置の状況並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書類 十一 その他参考となる事項を記載した書類
3	第 11 条の 11 第 2 項第 5 号	登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。 一 登録年月日及び登録番号 二 登録を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三 登録を受けた者が行う試	規定なし（放射線障害防止法の規定する事項以外には登録簿記載事項はない）	【屋外広告物法施行規則第 2 条】 （登録試験機関登録簿） 第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものと	規定なし（指定試験機関制であるため登録簿がない）

		<p>験業務の内容</p> <p>四 登録を受けた者が試験業務を行う事業所の所在地</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、<u>内閣府令</u>で定める事項</p>		<p>する。</p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 登録試験機関（法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する登録試験機関をいう。以下同じ。）の名称</p> <p>三 主たる事務所の所在地</p> <p>四 役員の氏名</p> <p>五 試験委員の氏名</p>	
4	第 11 条の 12 第 1 項	<p>登録は、五年以上十年以内において<u>政令</u>で定める<u>期間</u>ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p>	<p>【放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第 21 条】</p> <p>法第 41 条の 2 第 1 項(法第 41 条の 16、第 41 条の 18、第 41 条の 20、第 41 条の 22、第 41 条の 24、第 41 条の 26、第 41 条の 30、第 41 条の 34 及び第 41 条の 40 において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、五年とする。</p>	<p>規定なし（登録試験機関の登録について更新制度を定めていない）</p>	<p>規定なし（指定試験機関について更新制度を定めていない）</p>
5	第 11 条の 12 第 2 項	<p>第 11 条の 11 第 1 項は「登録に関して必要な手続は、<u>内閣府令</u>で定める。」と規定しているところ、この規定は登録の更新について準用されている。</p>	<p>【登録認証機関等に関する規則第 87 条】</p> <p>法第 41 条の 30 において準用する法第 41 条の 2 第 1 項の登録の更新を受けよう</p>	<p>規定なし（登録試験機関の登録について更新制度を定めていない）</p>	<p>規定なし（指定試験機関について更新制度を定めていない）</p>



			とする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請書に前条各号の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。		
6	第 11 条の 13 第 1 項	登録試験機関は、試験業務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書の作成その他の内閣府令で定める試験業務の信頼性の確保のための措置を講じなければならない。	<p>【登録認証機関等に関する規則】 （信頼性の確保のための措置）</p> <p>第 88 条 第 41 条の 29 第 1 項の原子力規制委員会規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 試験業務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。</p> <p>二 前号に掲げる文書に記載されたところに従い試験業務の管理を行う専任の部門を置くこと。</p> <p>三 試験に関する不正行為を防止するための措置を</p>	規定なし（当該規定に対応する規定が屋外広告物法にない）	<p>【介護保険法施行規則 第 103 条の 29】※介護支援専門員実務研修受講試験に関する規定 （信頼性の確保のための措置）</p> <p>法第 69 条の 13 第 2 号ロの厚生労働省令で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 試験問題作成事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する書類が作成されていること。</p> <p>二 試験に備えるための講義、講習、公開模擬学力試験その他の</p>

			<p>講じること。</p> <p>四 終了した試験の問題及び当該試験の合格基準を公表すること。</p> <p>五 試験に備えるための講義、講習、公開模擬学力試験その他の学力の教授に関する業務を行わないこと。</p> <p>(試験結果の報告)</p> <p>第 89 条 登録試験機関は、試験を実施したときは、当該試験を実施した日から三月以内に、第一種放射線取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験の別に、別記様式第十六による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の報告書には、合格者の氏名、生年月日、住所及び試験の課目ごとの成績を記載した合格者の一覧表を添付しなければならない。</p>		<p>学力の教授に関する業務を行わないこと。</p>
--	--	--	---	--	----------------------------

7	第 11 条の 15 第 2 項	<p>試験業務規程には、試験業務の実施方法、試験の信頼性を確保するための措置、試験に関する料金その他の<u>内閣府令で定める事項</u>を定めておかなければならない。</p>	<p>【登録認証機関等に関する規則第 92 条】        (試験業務規程の記載事項)        法第 41 条の 30 において読み替えて準用する法第 41 条の 5 第 2 項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 試験業務を行う時間及び休日に関する事項</li> <li>二 試験業務を行う場所及び試験地に関する事項</li> <li>三 試験業務の実施方法に関する事項</li> <li>四 試験業務の信頼性を確保するための措置に関する事項</li> <li>五 試験の受験の申込みに関する事項</li> <li>六 試験の受験手数料の額及びその収納の方法に関する事項</li> <li>七 試験の問題の作成及び試験の合否判定の方法に関する事項</li> <li>八 終了した試験の問題及</li> </ol>	<p>【屋外広告物法施行規則第 4 条】        (試験事務規程)        登録試験機関は、法第 19 条第 1 項前段の規定により認可を受けようとするときは、試験事務の開始前に、申請書に試験事務規程を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 法第 19 条第 1 項の国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項は、次に掲げるものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>一 試験事務を行う時間及び休日に関する事項</li> <li>二 試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項</li> <li>三 試験の受験の申込みに関する事項</li> <li>四 試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項</li> <li>五 試験の日程、公示方</li> </ol> </li> </ol>	<p>【貸金業法施行規則第 26 条の 42】        (試験事務規程の記載事項)        法第 24 条の 13 第 1 項前段に規定する内閣府令で定める試験事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 組織及び運営に関する事項</li> <li>二 試験事務を行う時間及び休日に関する事項</li> <li>三 試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項</li> <li>四 受験手数料(法第 24 条の 22 第 1 項に規定する受験手数料をいう。)の収納の方法に関する事項</li> <li>五 試験委員の選任に関する事項</li> <li>六 試験事務に関する秘密の保持に関する事項</li> </ol>
---	------------------	---	---	--	---

			<ul style="list-style-type: none"> <li>び試験の合格基準の公表に関する事項</li> <li>九 試験委員の選任及び解任に関する事項</li> <li>十 試験業務に関する秘密の保持に関する事項</li> <li>十一 不正受験者の処分に関する事項</li> <li>十二 試験業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項</li> <li>十三 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項</li> <li>十四 その他試験業務の実施に関し必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法その他の試験の実施の方法に関する事項</li> <li>六 終了した試験の問題及び当該試験の合格基準の公表に関する事項</li> <li>七 試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項</li> <li>八 不正受験者の処分に関する事項</li> <li>九 帳簿（法第 21 条に規定する帳簿をいう。第 7 条第 2 項及び第 3 項において同じ。）その他の試験事務に関する書類の管理に関する事項</li> <li>十 その他試験事務の実施に関し必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>七 試験事務の一部の処理の第三者への委託に関する事項</li> <li>八 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項</li> <li>九 資格試験の実施に係る公示の方法に関する事項</li> <li>十 その他試験事務の実施に関し必要な事項</li> </ul>
8	第 11 条の 17 第 2 項第 3 号	<p>試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。</p>	<p>【登録認証機関等に関する規則第 94 条第 1 項】 （電磁的記録に記録された事項を表示する方法等） 法第 41 条の 30 において準用する法第 41 条の 7 第 2 項第 3 号の原子力規制委員会規則で定める方法は、電</p>	<p>【屋外広告物法施行規則第 5 条】 （電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 法第 20 条第 2 項第 3 号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力</p>	<p>規定なし（当該規定に対応する規定が貸金業法にはない）</p>

		<p>三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を<u>内閣府令で定める方法</u>により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p>	<p>磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。</p>	<p>装置の映像面に表示する方法とする。</p>	
9	<p>第 11 条の 17 第 2 項 第 4 号</p>	<p>試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。</p> <p>四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第十二条第四項において同じ。）であって<u>内閣府令で定めるもの</u>により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求</p>	<p>【登録認証機関等に関する規則第 94 条第 2 項】</p> <p>法第 41 条の 30 において準用する法第 41 条の 7 第 2 項第 4 号の原子力規制委員会規則で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。</p> <p>一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの</p> <p>二 磁気ディスクその他こ</p>	<p>【屋外広告物法施行規則第 6 条第 1 項】</p> <p>法第 20 条第 2 項第 4 号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。</p> <p>一 送信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号及び次条第 2 項において同じ。）と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの</p>	<p>規定なし（当該規定に対応する規定が貸金業法にはない）</p>

			れに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次条第2項及び第3項において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	
10	第11条の23	登録試験機関は、 <u>内閣府令で定めるところにより</u> 、帳簿を備え、試験業務に関し内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。	<p>【登録認証機関等に関する規則第96条第2項】</p> <p>法第41条の30において読み替えて準用する法第41条の13の帳簿は、試験業務を行う事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から試験業務を廃止するまで保存しなければならない。</p>	<p>【屋外広告物法施行規則第7条】</p> <p>(帳簿の備付け等)</p> <p>3 登録試験機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、試験事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。</p> <p>4 登録試験機関は、次に掲げる書類を備え、試験を実施した日から三年間保存しなければならない。</p> <p>一 試験の受験申込書及び添付書類</p>	<p>【貸金業法施行規則第26条の45】</p> <p>(帳簿の備付け等)</p> <p>法第24条の15に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 試験年月日</p> <p>二 試験地</p> <p>三 受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び合否の別</p> <p>四 資格試験の合格年月日（合格者の氏名又は受験番号を公示した日をいう。</p> <p>次条第1項第6号</p>

				<p>二 終了した試験の問題及び答案用紙</p>	<p>及び第 26 条の 51 第 1 項第 2 号において同じ。)</p> <p>2 指定試験機関は、法第 24 条の 15 に規定する帳簿を、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。</p> <p>3 指定試験機関は、資格試験に用いた資格試験の問題を、資格試験を実施した日から三年間保存しなければならない。</p>
11	第 11 条の 23	<p>登録試験機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、試験業務に関し<u>内閣府令で定める事項</u>を記載し、これを保存しなければならない。</p>	<p>【登録認証機関等に関する規則第 96 条第 1 項】</p> <p>法第 41 条の 30 において読み替えて準用する法第 41 条の 13 の原子力規制委員会規則で定める事項は、第一種放射線取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験の別に、次のとおりとする。</p> <p>一 試験の実施年月日</p> <p>二 試験地</p> <p>三 合格者の受験番号、氏</p>	<p>【屋外広告物法施行規則第 7 条】</p> <p>1 法第 21 条の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 試験年月日</p> <p>二 試験地</p> <p>三 受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び合否の別</p> <p>四 合格年月日</p> <p>2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えら</p>	<p>【貸金業法施行規則第 26 条の 45】</p> <p>(帳簿の備付け等)</p> <p>法第 24 条の 15 に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 試験年月日</p> <p>二 試験地</p> <p>三 受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び合否の別</p> <p>四 資格試験の合格</p>

			<p>名、生年月日及び住所 四 その他試験に関し必要な事項</p>	<p>れたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。</p>	<p>年月日（合格者の氏名又は受験番号を公示した日をいう。次条第1項第6号及び第26条の51第1項第2号において同じ。） 2 指定試験機関は、法第24条の15に規定する帳簿を、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。 3 指定試験機関は、資格試験に用いた資格試験の問題を、資格試験を実施した日から三年間保存しなければならない。</p>
12	第11条の25第3項	<p>内閣総理大臣が前項の規定により試験業務の全部又は一部を自ら行う場合における試験業務の引継ぎその他の必要な事項については、<u>内閣府令</u>で定める。</p>	<p>【登録認証機関等に関する規則第97条】（試験業務の引継ぎ） 登録試験機関は、法第41条の30において読み替えて準用する法第41条の14第3項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。</p>	<p>規定なし（当該規定に対応する規定が屋外広告物法にはない）</p>	<p>【貸金業法施行規則第26条の48】 （試験事務の引継ぎ） 指定試験機関は、法第24条の21第2項に規定するときは、次に掲げる事項を行わなければならない。 一 試験事務を金融庁</p>



			<ul style="list-style-type: none"> <li>一 試験業務を原子力規制委員会に引き継ぐこと。</li> <li>二 試験業務に関する帳簿及び書類を原子力規制委員会に引き継ぐこと。</li> <li>三 その他原子力規制委員会が必要と認める事項</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>長官に引き継ぐこと。</li> <li>二 試験事務に関する帳簿及び書類を金融庁長官に引き継ぐこと。</li> <li>三 その他金融庁長官が必要と認める事項</li> </ul>
--	--	--	--	--	---